

第3章 各段階における対策

ここでは基本的な方針に基づき、発生段階「1) 未発生期、2) 海外発生期、3) 県内未発生期・県内発生早期、4) 県内感染期、5) 小康期」ごとに、【状況】、【目的】、【対策の考え方】、主要6項目（1. 実施体制、2. 情報提供・共有、3. まん延防止に関する措置、4. 予防接種、5. 医療、6. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国が作成する「基本的対処方針」は、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

1) 未発生期

【状況】

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【目的】

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国が提供する海外での発生状況等の情報を注視する。

【対策の考え方】

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3) 国が提供する海外での発生状況等の情報を、継続的に収集する。

1. 実施体制

(1) 町行動計画等の作成

町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

所管：《（国：内閣官房、その他全省庁）、
（県：危機管理部、健康政策部）、
（町：総務企画課、健康福祉課、関係各課）》

(2) 県・地方公共団体の連携強化

町は、県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え

平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

所管：《（国：内閣官房、その他全省庁）、
（県：危機管理部、健康政策部、関係部局等）、
（町：総務企画課、健康福祉課、関係各課）》

2. 情報提供・共有

（1）継続的な情報提供

町は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいなど、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、
（町：健康福祉課）》

（2）体制整備等

町は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

3. まん延防止に関する措置

（1）感染対策の実施

町は、住民に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

所管：《（国：厚生労働省、関係省庁）、
（県：健康政策部、関係部局等）、
（町：健康福祉課、関係各課）》

（2）防疫措置、疫学調査等についての連携強化

町は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関との連携を強化する。

所管：《（国：関係省庁）、
（県：健康政策部、産業振興推進部、土木部）、
（町：総務企画課、健康福祉課、産業振興課、建設課）》

4. 予防接種

4-1. 特定接種

（1）特定接種の位置づけ

特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。

特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する町が実施主体として接種を実施する。

(2) 特定接種の準備

町は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。

所管：《（国：厚生労働省、関係省庁）、（県：健康政策部、関係部局等）、
（町：健康福祉課、関係各課）》

4-2. 住民接種

(1) 住民接種の位置づけ

住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む。）。

上記以外にも住民接種の対象者としては、当該町に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられる。

(2) 住民接種の準備

- ・ 住民接種については、市町村を実施主体として、原則として医療機関と協議のうえ集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、
（町：健康福祉課）》

- ・ 町は、速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

所管：《（国：厚生労働省、関係省庁）、（県：健康政策部）、
（町：健康福祉課、教育委員会、関係各課）》

- ・ 会場については、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。

5. 医療

(1) 地域医療体制の整備

町は、保健所が設置する郡市医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関等の関係者からなる対策会議への参加など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。

所管：《（国：厚生労働省、消防庁）、（県：健康政策部）、
（町：健康福祉課）》

(2) 研修等

町は、県が作成する医療に関する各マニュアルに沿って、医療従事者等に対し行われる、県内発生を想定した研修や訓練に協力する。

所管：《（国：厚生労働省、都道府県）、（県：健康政策部）、
（町：健康福祉課）》

6. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(1) 要援護者への生活支援

町は、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について地域団体、社会福祉協議会・施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

(2) 火葬能力等の把握

町は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、
（町：健康福祉課）》

(3) 物資及び資材の備蓄等

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

所管：《（国：－）、（県：危機管理部、健康政策部）、
（町：総務企画課、健康福祉課）》

2) 海外発生期

【状況】

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

【目的】

- 1) 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。国が提供する海外での発生状況等の情報を注視する。

【対策の考え方】

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、事業者、住民に準備を促す。
- 4) 検疫等により、県内発生をできるだけ遅らせ、その間に、関係機関等への情報提供、住民生活及び住民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1. 実施体制

(1) 体制強化等

町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、必要に応じて、町対策推進会議を開催し、関係各課で国の動向等の情報の共有を行うとともに、国が示す初動対処方針に基づき、迅速かつ適切な対策を実施する。

所管：《（国：内閣官房、その他全省庁）、
（県：危機管理部、健康政策部）、
（町：総務企画課、健康福祉課、関係各課）》

2. 情報提供・共有

(1) 情報提供

町は、県が行う住民に対する情報提供（海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体など）、注意喚起について協力する。

所管：《（国：関係省庁）、（県：危機管理部、健康政策部、関係部局等）、
（町：総務企画課、健康福祉課、関係各課）》

（2）相談窓口の設置

町は、国及び県からの要請に基づいて、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。

（3）情報提供方法

町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報入手し、住民への情報提供に努める。

3. まん延防止に関する措置

（1）感染対策の実施

町は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる又は海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合に、国及び県から発出される感染症危険情報を住民や事業所等に周知するとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

所管：《（国：厚生労働省、関係省庁）、
（県：危機管理部、健康政策部）、
（町：総務企画課、健康福祉課、関係各課）》

4. 予防接種

4-1. 特定接種

（1）特定接種の実施

町は、国・県と連携し、当該町の地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部、関係部局等）、
（町：健康福祉課、関係各課）》

（2）特定接種の広報・相談

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

4-2. 住民接種

（1）住民接種の準備

町は、国・県の要請に基づき、予防接種を全住民が速やかに接種できるよう、事前に町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、（町：健康福祉課）》

(2) 住民接種の広報・相談

町は、住民に対しワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった情報について積極的に情報提供を行う。

所管：《(国：厚生労働省)、(県：健康政策部)、(町：健康福祉課)》

5. 医療

(1) 住民への周知

町は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から相談があった場合は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

所管：《(国：厚生労働省)、(県：健康政策部)、(町：健康福祉課)》

6. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(1) 要援護者対策

新型インフルエンザ等の発生後、町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

(2) 遺体の火葬・安置

町は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

所管：《(国：厚生労働省)、(県：健康政策部)、(町：健康福祉課)》

3) 県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）

【状況】

《県内未発生期》

- ・県内で、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

《県内発生早期》

- ・県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

（国内発生早期）

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・地域によって状況が異なる可能性がある

【目的】

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2) 医療体制や積極的な感染防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、住民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が発する国内外の情報をできるだけ集約する。
- 4) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、住民生活及び住民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1. 実施体制

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

（1）町対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。

※ なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

2. 情報提供・共有

(1) 相談窓口（コールセンター等）の体制充実・強化

町は、国及び県からの要請に従い、国から配布される Q&A の改訂版等を受けて対応し、相談窓口（コールセンター等）による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、（町：健康福祉課）》

(2) 情報提供方法

町は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、国や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

【参考】

※ 個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 7 条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、住民の生命、ひいては住民生活及び住民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。

※ 発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。

3. まん延防止に関する措置

(1) 感染対策実施

町は、県の要請により、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

所管：《（県：健康政策部、地域福祉部）、
（町：総務企画課、健康福祉課、関係各課）》

4. 予防接種

《緊急事態宣言がされていない場合の措置》

(1) 住民接種の実施

パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、町は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第 6 条第 3 項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、（町：健康福祉課）》

(2) 住民接種の留意事項

・ 町は、接種の実施に当たり、国、県、医療機関と連携して、保健センター・学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保

し、原則として、当該町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、（町：健康福祉課）》

- 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。
- 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である町の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる
- 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ワクチンの大部分が 10ml 等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として 100 人以上を単位として接種体制を構築する。
- 1 ml 等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。
- 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に医療機関と協議のうえ当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

(3) 住民接種の広報・相談

町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

(4) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

(1) 住民接種の実施

町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(2) 住民接種の留意事項

住民に対する予防接種実施についての留意点は、緊急事態宣言がされていない場合を参照。

(3) 住民接種の広報・相談

町は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

5. 医療

(1) 住民への周知

町は、海外発生期に引き続き、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から相談があった場合は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、（町：健康福祉課）》

6. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(1) 要援護者対策

町は、計画に基づき、要援護者対策を実施する。

(2) 遺体の火葬・安置

町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、準備している臨時遺体安置所を活用した遺体の保存を適切に行う。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

(1) 水の安定供給

水道事業者である町は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

所管：《（国：関係省庁）、（県：健康政策部、公営企業局）、（町：健康福祉課、建設課）》

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

町は、住民生活及び住民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

所管：《（国：消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁）、（県：文化生活部、農業振興部、関係部局等）、（町：産業振興課）》

4) 県内感染期（国内感染期）

【状況】

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 町民生活及び経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県と協議を踏まえ町が実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活及び経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1. 実施体制

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

（1）町対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。

2. 情報提供・共有

（1）相談窓口（コールセンター等）の継続

町は、国及び県からの要請に従い、国から配布される Q&A の改訂版等を受けて対応し、相談窓口（コールセンター等）による適切な情報提供の実施ができる体制を継続する。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、（町：健康福祉課）》

町は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

所管：《（町：総務企画課、健康福祉課、関係各課）》

3. まん延防止に関する措置

(1) 地域内でのまん延防止対策

- ・ 町は、各種団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ア. 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - イ. 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ウ. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - エ. 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・ 町は、県の要請により、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。

所管：《（県：健康政策部、地域福祉部）、
（町：総務企画課、健康福祉課、関係各課）》

4. 予防接種

《緊急事態宣言がされていない場合の措置》

(1) 住民接種の実施

町は、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、（町：健康福祉課）》

(2) 住民接種の留意事項

- ・ 町は、接種の実施に当たり、国、県、医療機関と連携して、保健センター・学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、

原則として、当該町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、（町：健康福祉課）》

- 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。
- 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である町の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる
- 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ワクチンの大部分が 10ml 等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として 100 人以上を単位として接種体制を構築する。
- 1 ml 等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。
- 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に医療機関と協議のうえ当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

(3) 住民接種の広報・相談

町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

(4) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

(1) 住民接種の実施

町は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、（町：健康福祉課）》

(2) 住民接種の留意事項

住民に対する予防接種実施についての留意点は、緊急事態宣言がされていない場合を参照。

(3) 住民接種の広報・相談

町は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

5. 医療

(1) 住民への周知

町は、県が決定する県内感染期の対応について住民に周知する。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、
（町：総務企画課、健康福祉課、関係各課）》

(2) 在宅で療養する患者への支援

町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、
（町：総務企画課、健康福祉課、関係各課）》

6. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

(1) 要援護者対策

町は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。

(2) 遺体の火葬・安置

町は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

(1) 水の安定供給

水道事業者である町は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

所管：《（国：関係省庁）、（県：健康政策部、公営企業局）、
（町：健康福祉課、建設課）》

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

所管：《（国：消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁）、
（県：文化生活部、農業振興部、関係部局等）、
（町：産業振興課、関係各課）》

(3) 遺体の火葬・安置

- ・ 町は、国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、（町：健康福祉課）》

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(4) 要援護者対策

- ・ 町は、国及び県から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部、地域福祉部）、
（町：総務企画課、健康福祉課）》

5) 小康期

【状況】

- ・新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行はいったん終息している状況。

【目的】

- 1) 住民生活及び住民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1. 実施体制

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

(1) 町対策本部の廃止

町は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

所管：《(国：内閣官房)、(県：危機管理部、健康政策部)、
(町：総務企画課、健康福祉課)》

2. 情報提供・共有

(1) 相談窓口（コールセンター等）の体制の縮小

町は、状況を見ながら国からの要請に基づいて相談窓口（コールセンター等）の体制を縮小する。

所管：《(国：厚生労働省)、(県：健康政策部)、(町：健康福祉課)》

3. まん延防止に関する措置

- ・特になし

4. 予防接種

《緊急事態宣言がされていない場合の措置》

(1) 住民接種の実施

町は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。

所管：《(国：厚生労働省)、(県：健康政策部)、(町：健康福祉課)》

(2) 住民接種の留意事項

- ・ 町は、接種の実施に当たり、国、県、医療機関と連携して、保健センター・学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

所管：《（国：厚生労働省）、（県：健康政策部）、（町：健康福祉課）》

- ・ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。
- ・ 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である町の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる
- ・ 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ・ ワクチンの大部分が 10ml 等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として 100 人以上を単位として接種体制を構築する。
- ・ 1 ml 等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。
- ・ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ・ 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に医療機関と協議のうえ当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

(3) 住民接種の広報・相談

町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

(4) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

(1) 住民接種の実施

町は、流行の第二波に備え、国及び県と連携し、特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。

所管：《(国：厚生労働省)、(県：健康政策部)、(町：健康福祉課)》

(2) 住民接種の留意事項

住民に対する予防接種実施についての留意点は、緊急事態宣言がされていない場合を参照。

(3) 住民接種の広報・相談

町は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

5. 医療

(1) 在宅で療養する患者への支援

町は、新型インフルエンザ等になり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

6. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

町は、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、地域の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

所管：《(国：内閣官房、関係省庁)、
(県：危機管理部、健康政策部、関係各課)、
(町：総務企画課、関係各課)》